

不用物品の売払いに係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成三十年七月二十六日

青森県警察本部長 住友 一 仁

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の売払いとし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

車両 二十一台

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 都道府県知事より自動車リサイクル法に基づく引取業者として登録された者であること。

4 古物商許可証を有している者であること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第一会議室

2 日時

平成三十年八月十日 午前十一時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 代金の納入期限

契約の締結の日から十五日以内に全額納入とする。

八 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 現場説明は、平成三十年八月三日午後二時から、青森県警察本部警備部機動隊（青森市大字新城字天田内百三〇の三）にて行う。

3 問い合わせ先

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七三―四二二―